

施設園芸エネルギー転換支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 燃油価格は、国際情勢等により大きく変動しており、価格高騰による施設園芸生産者の経営への影響が懸念される。このため、従来の燃油消費型暖房設備から燃油不使用型暖房設備等(以下「設備等」という。)へ機器を更新又は新設する際に係る費用を補助することで、価格高騰に影響されることなく収量・品質を確保できる安定した農産物の生産体制構築を図り、併せて、燃油使用量の削減による温室効果ガスの排出抑制に寄与する。

2 施設園芸エネルギー転換支援事業(以下「本事業」という。)による取組は、福島市補助金等の交付等に関する規則(平成14年規則第20号。)及び福島市農業振興事業補助金等の交付に関する要綱(以下「要綱」という。)に定めるもののほか、この要領に定めるところにより行う。

(交付対象者及び交付要件等)

第2条 交付対象者、交付要件、補助対象経費及び補助率等については、別表に掲げる内容とし、予算の範囲内で交付するものとする。

(申請の様式等)

第3条 要綱第3条第1項第3号に規定する市長が必要と認める書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 福島市農業振興事業(施設園芸エネルギー転換支援事業)補助金交付申請に係る同意書(様式A)
- (2) 見積書
- (3) 施工図又は設備等の配置図
- (4) 本事業実施年度の前年度の市税の納税証明書
- (5) ほ場等の所在を示す位置図
- (6) 消費税の本則課税事業者、簡易課税事業者又は免税事業者の別が分かる書類
- (7) 販売農業者であることを証する書類

(その他)

第4条 この要領に定めることのほか本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

交付対象者	次の要件をいずれも満たすこと。 (1) 福島市内に住民登録を有する販売農業者 (2) 納税義務を果たしていること (3) 福島市内のほ場に設置される場合であること (4) 国、県及び農業者団体等の施策等と重複申請でないこと
交付要件	次の要件のいずれかを満たすこと。 (1) 既設の燃油消費型暖房設備（ボイラー）から置き換える場合であること (2) 新規で設置する暖房設備が、燃油不使用型暖房設備のみの場合であること (3) 既設のボイラー使用頻度を低減させるために、燃油不使用型暖房設備を設置する場合であること
補助対象経費	(1) 化石燃料を使用せず、施設内の加温を目的として設置する設備等の導入費用 (例：ヒートポンプ、バイオマスボイラー、ウォーターカーテン等) (2) 上記と併せて設置する保温を目的とする付帯設備で耐用年数が1年以上の設備の導入費用 (例：循環扇等) (3) 上記設備等の設置費用及び設備等の稼働に要する電気引込工事費用等
補助率・上限額	補助対象経費の3分の1以内とし、200万円を上限とする。
備考	本事業実施年度における補助は、1経営体に対し1回のみとする。

様式A

福島市農業振興事業（施設園芸エネルギー転換支援事業）補助金
交付申請に係る同意書

令和 年 月 日

福島市長

住所 福島市

氏名

福島市農業振興事業（施設園芸エネルギー転換支援事業）補助金の交付申請にあたり、施設園芸エネルギー転換支援事業（以下「本事業」という。）実施要領等の規定を順守するとともに、下記事項に同意します。

記

- 本事業で整備した燃油を使用しない暖房設備等（以下「設備等」という。）については、善良な管理のもと農産物の品質向上を図るため使用します。
- 設備等の設置にあたり、国、県又はふくしま未来農業協同組合等の農業者団体の補助事業と重複申請しません。重複申請した場合は、福島市補助金等の交付等に関する規則（以下「規則」という。）第9条の規定により、補助事業等変更（中止・廃止）申請書を市長に提出します。
- 本事業で整備した設備等については、農業振興事業補助金等の交付に関する要綱（以下「要綱」という。）第12条に規定する財産の処分制限の期間、他の目的に使用し、譲渡し、処分し、交換し、貸しつけ、又は担保に供したりしません。
- 本事業で整備した設備等を対象とする農業保険等に加入します。
- 規則、要綱及び本事業実施要領に定める事項を順守し、必要書類等については遅滞なく提出します。